



大気汚染防止法及び政省令の改正等について

新潟県 アスベスト対策技術研修会

令和4年2月10日
環境省水・大気環境局大気環境課



- 1. 大気汚染防止法及び政省令の改正について**
- 2. アスベストに関する各種マニュアルの改正について**
- 3. 研修資料・広報資料等の紹介**

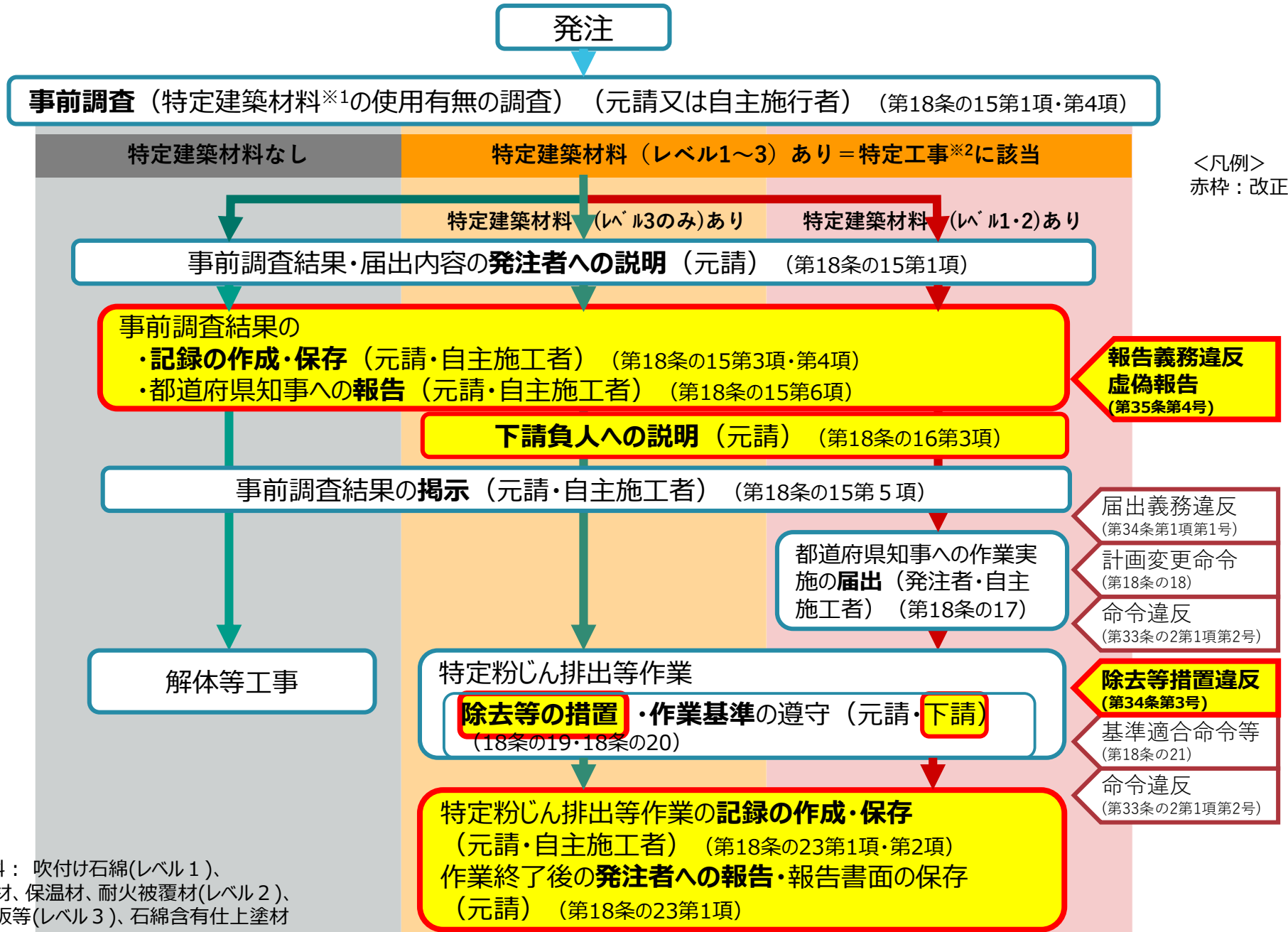
大気汚染防止法及び政省令の 改正等について

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



改正後の解体等工事に係る規制概要



※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)、石綿含有仕上塗材
 ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

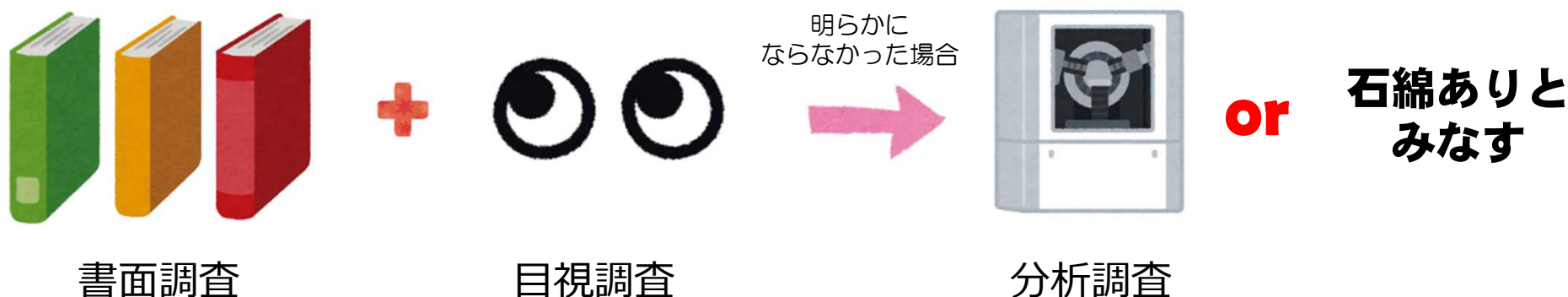
大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月		
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	改正大防法施行令（政令） ・施行規則（省令）の公布	周知	令和3年4月施行		
				周知			
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化			周知	令和3年4月施行	周知、調査者の育成	
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施			周知		令和5年10月 施行	
	事前調査結果の記録の 作成、保存			周知			
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き			周知			
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告			周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認				周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認			周知			
	作業の記録			周知			
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知					
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知					
直接罰の適用		周知					
罰則の対象の拡大		周知					

解体等工事に係る調査①

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。
(法第18条の15第1項)

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、**解体等工事に該当しない**ため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、設置工事着手日の確認を行い、**それ以降の調査は不要**。

解体等工事に係る調査②



□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

令和5年
10月1日
施行

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
 - 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
* 施行日（令和5年10月1日）前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。
* 工作物に関する調査者についても、現在検討中

□ 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

東京：中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
公益社団法人 東京労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 東京支部
一般社団法人 東京技能講習協会

茨城：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
建設業労働災害防止協会 茨城県支部

神奈川：建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

栃木：建設業労働災害防止協会 栃木県支部

千葉：株式会社大佐和自動車教習所
建設業労働災害防止協会 千葉県支部

群馬：建設業労働災害防止協会 群馬県支部

埼玉：建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
一般財団法人 江南クレーン教習所
株式会社 安全衛生推進会

山梨：建設業労働災害防止協会 山梨県支部

長野：建設

■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
建設業労働災害防止協会〔全国〕

株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕

住建センター株式会社〔全国〕

一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕

株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕

株式会社 ERIアカデミー〔全国〕

技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕

登録講習機関数：108機関（R4.12.1時点）
講習修了者数：約7万人（R4.10末時点）

解体等工事に係る調査の報告①

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第18条の15第6項)

□ 報告の対象（規則第16条の11第1項）



建築物の解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物[※]の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)
※事前調査結果の報告対象工作物
(令和2年環境省告示第77号)

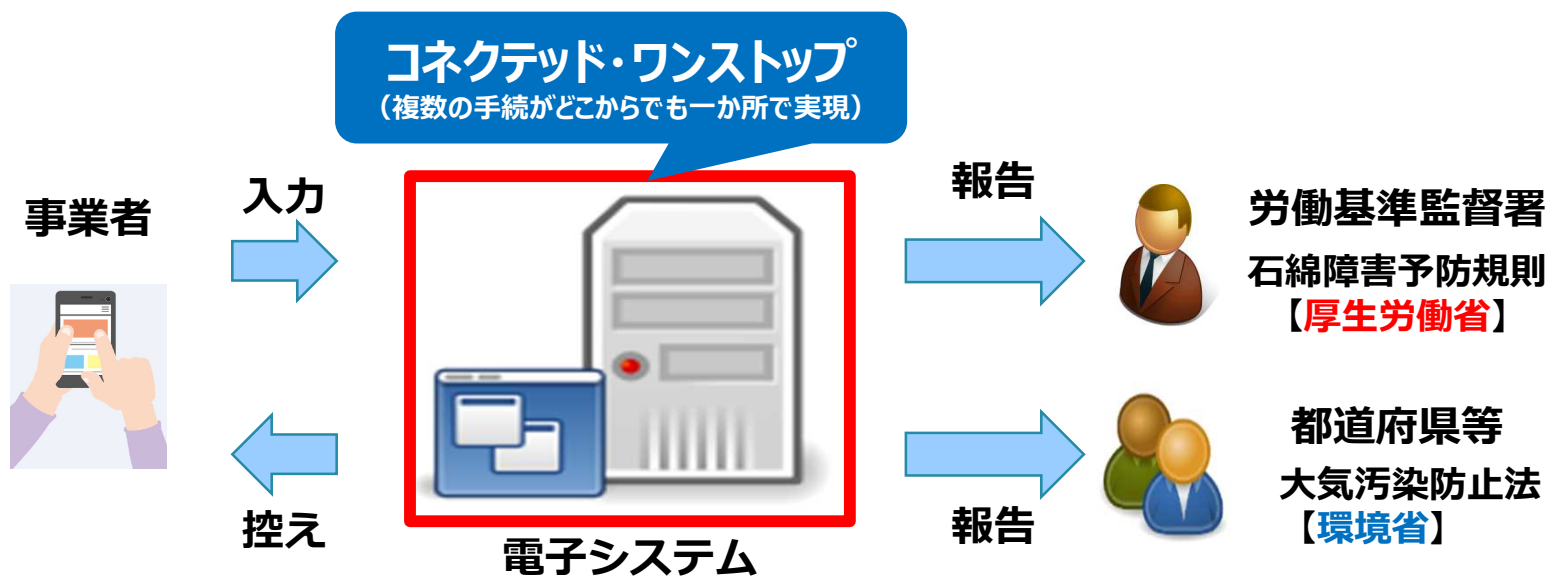
□ 報告の内容（規則第16条の11第2項）

- 都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など

□ 報告の方法（規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うこともできる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



解体等工事に係る調査の報告③

□ 石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大



お知らせ一覧

ヘルプ

ログイン

● 石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
- ・ 建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
- ・ 建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・ 工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・ 鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

G.bizIDでログイン

初めての方はこちら

G.bizIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（G.bizID）により事前にアカウントを作成する必要があります。

G.bizIDをお持ちでない方は「G.bizIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

（G.bizIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

解体等工事に係る調査の報告④

お問い合わせについて

ヘルプデスク等へお問い合わせになる前に

- お問い合わせになる前に下記をご確認ください。

- ・ [FAQ](#)

- ・ 本システムの利用方法（利用者マニュアル）など
[石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）](#)
[石綿事前調査結果の報告について（環境省）](#)
- ・ [メンバーアカウントのサービス登録方法等](#)

厚生労働省、環境省ホームページで
システムマニュアル、動画マニュアルを掲載

- 申請内容（制度）に関しては下記をご確認ください。

- ・ [建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル](#)

上記内容で解決しない場合はお近くの労働基準監督署、又は自治体・環境局担当課へお問い合わせください。

- ・ [労働基準監督署（労働安全衛生法・石綿障害予防規則）](#)
- ・ [都道府県等大気汚染防止法所管部局（大気汚染防止法）](#)

報告対象工事の確認など法制度に関する問い合わせ
→労働基準監督署、都道府県政令市等の担当部局

システム操作に関するお問い合わせ

お問い合わせフォーム又はお電話にてお問い合わせください。

- フォームによるお問い合わせ

システムにログイン後、メニュー「お問い合わせ」からご利用いただけます。

- 電話によるお問い合わせ

電話番号：050-2018-0061

受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝除く）

石綿事前調査報告システムの操作、
入力方法等に関する問い合わせ
→ヘルプデスク 050-2018-0061

GビズIDに関するお問い合わせ

Gビズヘルプデスクにお問い合わせください。

- ・ [Gビズヘルプデスク](#)

GビズIDに関する問い合わせ
→Gビズヘルプデスク 0570-023-797

特定粉じん排出等作業の作業基準①

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14)

□ 作業計画（規則第16条の4第1項）

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

特定粉じん排出等作業の作業基準②

□ 作業中の記録（規則第16条の4第3項）

- ✓ 負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存

□ 作業が適切に行われていることの確認（規則第16条の4第4項）

- ✓ 元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認する

□ 作業が完了したことの確認（規則第16条の4第5項）

- ✓ 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせる
 - ※ 作業が完了したことの確認
 - 除去：特定建築材料の取り残しがないこと
 - 囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと
 - ※ 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者
建築物石綿含有建材調査者や石綿作業主任者

特定粉じん排出等作業の作業基準③

□ 石綿含有成形板等について作業基準を新設（規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7：4の項）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外し



散水による湿潤化



養生内で湿潤化後、手作業で除去

特定粉じん排出等作業の作業基準④

②石綿含有仕上塗材（規則別表第7：3の項）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生^{※2}すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

ロ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置（マニュアルP207）

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

✓ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること

✓ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんだした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと

✓ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である0.15本/cm³（150本/リットル）を下回ることが示されていること

事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ（製品カタログ、実験データ等）等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておく必要がある。

アスベストに関する各種マニュアルの 改正等について

アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過

							R2法改正	
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	H18.3 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）						R3.3 統合マニュアル	
	H25.3 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）							
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン						H29.4	R4.3 改訂版	
アスベストモニタリングマニュアル	S60.3	H5.12 改訂版	H19.5 第3版	H22.6 第4版	H29.7 第4.1版		R4.3 第4.2版	
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル	H19.8			H29.9 改訂版		R4年度 改訂予定		

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る技術的事項についてまとめた資料

- 環境省（大気汚染防止法） ⇒「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
- 厚生労働省（石綿障害予防規則） ⇒「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」



令和2年の両法令改正を受けて、環境省と厚労省が連携して統合したマニュアルを作成
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

【改正概要】

- (1)大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正で新たに加わった規制について追記
- (2)技術的知見を追記
- (3)石綿則に基づくマニュアルとの統合により、労働者の保護に関する事項を追記



グローブバック工法



スレートの除去



集じん回収（高性能真空掃除機）



呼吸用保護具

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る リスクコミュニケーションガイドライン

- 平成29年4月にリスクコミュニケーションの目的、手順、準備、実施上の留意事項などを内容とする「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を作成
- 令和2年の法改正及び参議院附帯決議を受け、**法改正の反映**や**最新のリスクコミュニケーション事例**、**自治体の周知範囲の事例**等を拡充するなど、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和4年3月に改訂

【改正概要】

(1) 大気汚染防止法の改正内容の反映

- ✓ 「石綿含有成形板等」や「石綿含有仕上塗材」を特定建築材料に追加
- ✓ 「事前調査結果の報告」や「調査者等による事前調査の実施」をフローに追加
- ✓ 「現場への事前調査結果の写しの備え置き」、「取り残し等の確認」、「作業完了報告」のリスクコミュニケーションへの活用について記載

(2) リスクコミュニケーション事例の記載の拡充

- ✓ リスクコミュニケーションにおける成功例や苦勞した点等について掲載
- ✓ 木造住宅での事例や代表的なトラブル事例等、最新のリスクコミュニケーション事例を追加
- ✓ 条例等で規定している解体等工事の周知範囲等の例を整理して掲載

- 環境大気中のアスベスト濃度を測定する上の技術的指針として、昭和60年3月に作成し、これまで平成5年12月、平成19年5月、平成22年6月、平成29年7月に改訂
- 令和2年の法改正を踏まえ、最新の情報により、解体現場等での漏えい監視等に運用可能な測定方法や測定機器の現場での使用の効果等を検証するとともに、災害時におけるアスベストモニタリング方法について追記するために、専門家等から構成される検討会で議論し、令和4年3月に改訂

【改正概要】

(1) 迅速測定法における捕集条件の見直し

- ✓ 「アスベスト迅速測定法」として、迅速な測定を可能とするため、吸引流量、捕集時間及び捕集空気量の設定範囲を見直し

(2) 可搬型蛍光顕微鏡法のスクリーニング法として位置付け

- ✓ 可搬型蛍光顕微鏡法を解体現場等の漏えい監視や災害時の環境モニタリングのスクリーニング法（現場で簡易かつ迅速にアスベスト繊維の確認ができる測定法）として位置付け

(3) 「災害時における環境モニタリングのための測定方法」の追加

- ✓ 「災害時における環境モニタリングのための測定方法」を新設し、調査対象地域、測定箇所、測定時間、分析方法等の災害時のアスベストモニタリングに関する記載を追加

- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成
- その後、東日本大震災や平成28年熊本地震が発生したことから、その経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
- 令和2年度の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かを把握するための後押しをする規定※が新たに盛り込まれたことを踏まえ、令和2年度は沖縄県及び千葉県松戸市、令和3年度は神奈川県を対象に「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施
- モデル事業の成果等を踏まえ、令和4年度にマニュアルの改訂について検討中

※【参考】改正大気汚染防止法

法第18条の24（国の施策）

- 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

法第18条の25（地方公共団体の施策）

- 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

研修資料・広報資料等の紹介

石綿飛散防止対策に関する講習・研修会（動画）



環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/workshop.html>

□ 令和3年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 実践、事前調査の方法と注意点
（一社）日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉
- 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業におけるマニュアル活用の手引き
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文

□ 令和2年度 大気汚染防止法改正に関する説明会

- アスベスト問題と今後の対応
東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 村山 武彦
- 大気汚染防止法及び政省令の改正について
環境省水・大気環境局大気環境課

■ 令和4年度研修会の動画も掲載予定

- 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用
（一社）JATI 協会 浅見 琢也
- リフォーム、戸建て等の解体等工事における石綿事前調査
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会
理事 石川 宣文

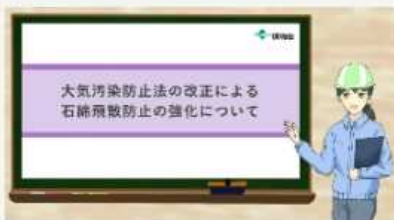


石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

動画



大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について
(約12分)

- 00:52 石綿の役割
- 01:13 石綿の種類
- 02:00 石綿含有建材の使用部位例
- 04:34 石綿関連疾患
- 05:47 改正大気汚染防止法
- 09:19 石綿含有建材調査者講習

▶ [【動画】大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について](#)

チラシ、リーフレット

- ▶ [石綿飛散防止リーフレット](#) [PDF 3.1MB]
- ▶ [石綿飛散防止チラシ](#) [PDF 756KB]
- ▶ [事前調査結果の報告に関するチラシ](#) [PDF 479KB]
- ▶ [事前調査周知チラシ（発注者向け）](#) [PDF 1.1MB]
- ▶ [事前調査者の資格に関するチラシ](#) [PDF 400KB]

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります

Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？

A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【参考】日本政策金融公庫による融資制度

- 環境・エネルギー対策資金は、日本政策金融公庫が、環境・エネルギーの課題に取り組む中小事業者を支援するために国民生活事業と中小企業事業で実施される融資制度です。

	国民生活事業（個人企業・小規模企業）	中小企業事業（中小企業）
貸付対象	アスベストを発生又は飛散する者 （既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う者及びアスベスト廃棄物の処理を行う者を含む。）	アスベストを発生又は飛散する者 （既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う者及びアスベスト廃棄物の処理を行う者を含む。）
使途	アスベストの発生又は飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び運転資金 既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要とする設備資金及び運転資金	アスベストの発生又は飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び長期運転資金 既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	7,200万円（うち運転資金2,500万円） （代理貸付：1,200万円）
貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内
貸付利率	特別利率 B	設備資金：4億円まで 特別利率② 4億円超 基準利率 運転資金：特別利率②



環境省水・大気環境局大気環境課

TEL : 03-5521-8293

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp